

## 香川大学における研究上の不正行為の本調査に関する細則

### (趣旨)

第1条 香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(以下「規程」という。)第8条に規定する公正研究委員会(以下「委員会」という。)が実施する不正行為に関する本調査については、規程に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この細則における用語の意義は、規程における用語の例による。

### (本調査)

第3条 本調査は、部局における予備調査の結果報告書及びこれに伴う関係資料並びに必要なに応じて収集した資料等に基づき、次に掲げる方法により、不正行為の有無及び内容について調査する。

- (1) 関係者からの事情聴取
- (2) 予備調査結果報告書の精査
- (3) その他適正な調査のため必要な方法

### (調査専門委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて調査専門委員会を置くことができる。

2 調査専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員会の委員のうち公正研究責任者が指名した者 若干名
- (2) その他委員会が必要と認めた者

3 調査専門委員会の議長は、前項第1号の委員のうち公正研究責任者が指名した者をもって充てる。

4 調査専門委員会は、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。

### (委員会の構成員から除外する者)

第5条 第3条の調査の公正を確保するため、調査対象者及び申立者に関係する者は、当該調査を実施する委員会の構成員から除外する。

### (調査終了期限の延長)

第6条 公正研究責任者は、やむを得ない事情により、規程第8条第3項に定める期限内に本調査を終了することができないおそれがある場合には、期限までに、その旨を記載した理由書を学長に提出し、その承認を得なければならない。

### (雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、公正研究責任者が別に定める。

### 附 則

この細則は、平成19年 4月 1日から施行する。